

沖縄市生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付要綱

(平成 30 年 4 月 1 日決裁)

改正 一年一月一日要綱(内規) 第一号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の処理区域(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。))第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。)内において、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 12 条の規定による生活扶助を受けている者の世帯(以下「生活扶助世帯」という。)のくみ取り便所の水洗化等を促進するため、水洗便所設置費等に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第 2 条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、本市の処理区域内に存し、かつ所有する家屋のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとし、又は浄化槽を廃止してし尿を直接公共下水道に放流できるようにしようとする生活扶助世帯に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象工事)

第 3 条 補助金の交付の対象となる工事は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、共同汚水槽又はくみ取り式便所を廃止して、汚水を公共下水道に接続するために必要と認められる工事とする。

2 工事の費用には、工事に付随する法第 10 条第 1 項の排水設備の設置に要する費用及び既存排水設備の改造費用を含むものとする。

(補助金の額)

第 4 条 交付する補助金の額は、前条に規定する費用の全額とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第 1 号)に管理者が必要と認める書類を添えて、沖縄市下水道条例(平成 8 年沖縄市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づく下水道排水設備計画確認申請書と同時に管理者に提出しなければならない。

2 前項の下水道排水設備計画確認申請書には、3 業者以上の沖縄市下水道排水設備指定工事店からの見積書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 管理者は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その旨を補助金等交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者へ通知するものとする。

2 管理者は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金等不交付通知書（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の期間）

第7条 補助金の交付を受けて工事をしようとする者は、前条の通知を受けなければ工事に着手してはならない。

2 工事は、着工後2月以内に完了しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は、当該年度の3月末日（その日が市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い市の休日でない日とする。）のいずれか早い日までに、補助金等実績報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 管理者は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、14日以内に補助金等交付請求書（様式第6号）に申請者の委任状（様式第7号）を添えて補助金を請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の委任状をもって施工した者に直接支払うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、関係法令による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱(内規)第一号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

補助金等交付申請書

補助金等交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

補助金等交付決定通知書
補助金等交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

補助金等不交付決定通知書
補助金等不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

補助事業等実績報告書
補助事業等実績報告書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

補助金等確定通知書
補助金等確定通知書
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

補助金等交付請求書
補助金等交付請求書
[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

委任状
委任状
[別紙参照]